

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

〔令和５年２月１７日開催 生命保険協会〕

1. 営業職員管理態勢の更なる高度化に向けた取組みについて

- 生命保険協会においては、営業職員管理態勢について、過去２回に亘って実施されたアンケートの結果等も踏まえ、その更なる高度化に向けて、本日（２月１７日）、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を公表されるものと承知している。
- 各生命保険会社においては、自社の課題やリスク特性等に応じて、本着眼点を活用しながら、強固な営業職員管理態勢の実現に向けて、実効性のある取組みを不断に進めていただくとともに、各社毎に何らかの形で取組状況を公表していただくなど、本件取組みの透明性・実効性がより高まるよう、積極的な対応を期待している。
- また、生命保険協会においては、本着眼点に関する各社の取組状況の確認や、必要に応じた着眼点の更新など、継続的なフォローアップを通じて、引き続き各社の取組みを後押しされていくものと認識している。
- 金融庁としては、本着眼点を踏まえた各社の取組みや生命保険協会の取組みが、営業職員による不適切事案の未然防止や再発防止に繋がり、業界全体としての顧客本位の業務運営の更なる推進に資するものとなることを期待している。

2. 内部監査モニタリング（営業職員管理）について

- 2022 事務年度の内部監査モニタリングは、近年、営業職員チャネルにおいて、金銭詐取等の不祥事件が継続的に発覚していることを踏まえ、営業職員管理をテーマとしたモニタリングを実施した。
- 今回は、３線（内部監査部門）の機能発揮のみならず、１線（本社営業部門・営業拠点）及び２線（本社コンプライアンス部門）の取組みも含めた営業職員管理の全体像についてモニタリングを実施した。その中で把握した課

題等は、以下のとおりである。

- ・ 不正リスクを検知するためには、同リスクが高い契約や、契約動向に着目したリスクベースアプローチによるモニタリングが重要であるが、このようなリスクの予兆管理については、多くの社で課題が認められた。
 - ・ また、不正リスクの動機等を把握し得る立場にある営業拠点においては、営業職員に対する日常的な活動管理や十分なコミュニケーションが重要であるが、これらが十分ではなく、不正リスクを検知できていない事例が認められた。
 - ・ 不正行為の温床にもなり得る「営業職員による金融商品の勧誘・紹介行為」について、営業職員に対する周知や、当該行為に関連する苦情管理態勢等に関して、多くの社で課題が認められた。
- 内部監査部門は、自社の態勢や取組みの十分性・実効性等の検証を行うとともに、改善に向けた有益な示唆を継続的に行っていくことが重要。上記課題等も含め、営業職員管理に関する監査について、各社が不断に高度化を図ることを期待している。

3. 法人向け保険の販売について

- 先般（2月3日）、金融庁では、「保険商品審査事例集」を公表した。その中で、中小企業等の法人との生命保険契約において、保険本来の趣旨を逸脱する募集行為を防止する観点から、節税や租税回避を主たる目的とする可能性がある契約内容の変更手続に対して、現場と離れた本社部門が客観的にモニタリングする態勢を整備した事例を紹介している。
- 金融庁としては、保険本来の趣旨を逸脱し節税等を主たる目的とした商品開発や募集活動が行われることを防止するため、国税庁との更なる連携強化を図るなど、保険会社に対するより実効性のあるモニタリングの実施に努めている。
- 各社におかれては、事例集の内容も参考にしつつ、法人向け保険の販売にあたって、保険本来の趣旨を逸脱する商品開発・募集活動が行われないう、引き続き適切な管理・対応を図っていただきたい。

4. 代理店業務品質評価運営について

- 生命保険協会におかれては、2022 年 4 月から、代理店業務品質評価運営を開始されているが、2022 年度は 54 代理店からの申込みがあり、同協会において順次調査を進められ、評価基準を達成していると認められた代理店については、近々、評価結果を公表される予定と承知している。
- こうした生命保険協会の取組みも参考にして、各生命保険会社におかれても、
 - ・ 本評価結果を自社の代理店における自己評価結果の代替とする
 - ・ 本評価基準・評価結果を参考に自社の代理店の業務品質評価を見直すなど、本運営の活用に向けた検討を進めている状況と認識している。
- 金融庁としても、本運営が業界全体での代理店の業務品質の底上げに繋がっていくことを期待しており、現在実施中の代理店ヒアリングにおいても、代理店における取組状況を確認している。
- 各生命保険会社におかれては、引き続き、代理店の業務品質向上に向けて、創意工夫を図っていただきながら、実効性のある取組みを進めていただきたい。

5. IFRS を任意適用する場合の監督上の取扱いについて

- 現在の監督上の各種財務報告については、保険会社及び保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRS の任意適用を前提としたものとはなっていない。
- 今般、IFRS 第 17 号「保険契約」の適用が 2023 年から開始することを踏まえ、監督上も IFRS に基づく各種財務報告が可能となるよう、府令等の改正案をとりまとめ、パブリックコメントを 1 月 30 日まで実施。今後、金融庁としては、中間決算を含む 2023 年度決算より IFRS が適用できるよう、速やかに公布及び施行する予定である。
- IFRS の適用には、投資家を始めとする利害関係者とのコミュニケーション促進や、会計処理の統一を通じた海外子会社に対するガバナンス向上の効果

も期待されることから、上場保険会社等におかれては、今般の府令等の改正も踏まえて、IFRS の任意適用を前向きに検討いただくことを期待している。

6. 生命保険会社の支払備金計算の柔軟化について

- 生命保険会社の IBNR 備金の計算方法は、平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 234 号第 1 条に定められているが、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや東日本大震災のような大規模な自然災害の発生時のように、年度毎の保険金の支払金額等が大きく変動するような状況においては、実態を反映した IBNR 備金の計算ができなくなるおそれがあると認識している。
- このような背景及び生命保険業界からの要望を踏まえ、今般、パンデミックや大規模自然災害等の発生時に、実態を反映した IBNR 備金を積立てできるよう、告示等の改正案をとりまとめ、パブリックコメントを実施（パブコメ期間：1 月 17 日から 2 月 17 日まで）。金融庁としては、2022 年度末決算より適用できるよう、パブリックコメント終了後、速やかに公布及び適用する予定である。
- 当該告示等改正の趣旨を踏まえ、適正な IBNR 備金の積立てが各生命保険会社で行われるよう、金融庁と生命保険協会、また、同協会と各生命保険会社が十分連携することが重要であるため、引き続きの協力をお願いしたい。

7. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力いただき感謝申し上げます。
政府では 2022 年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。
- マイナンバーカードの取得率は着実に増加しているが、政府目標の達成に向け、引き続き普及と利活用の促進に向けた取組みが重要であると考えており、マイナンバーカードの積極的な取得支援など、更なる取組に尽力いただきたい。

8. 「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」の公表について

- カーボン・クレジットの取扱いに当たっては、金融機関は、各業法における業務範囲規制の下、「算定割当量その他これに類似するもの」について取り扱うことができることとされている。また、「その他これに類似するもの」への該当性については、2008年のパブリックコメントにおいて、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断するとされている。
- こうした中、近年では、民間主導のカーボン・クレジットが主流となっており、金融庁としては、金融機関がこうしたカーボン・クレジットを積極的に取り扱えるよう、金融機関自らが、「その他これに類似するもの」に該当するか否かを明確に判断できるようにすることが重要と考えている。
- このため、金融庁では、2022年12月26日に「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」を取りまとめ、公表。本Q & Aは、
 - ・ 政府主導のカーボン・クレジットのうち、J-クレジット、JCMクレジットが「その他これに類似するもの」に該当することのほか、
 - ・ 民間主導のカーボン・クレジットであっても、帰属の明確性に加えて、一定の審査・検証能力を有した機関が所定のカーボン・クレジットの発行プロセスに関与している場合には、「その他これに類似するもの」に該当すると判断しても差し支えないことを明確化したものである。
- 各金融機関においては、今後カーボン・クレジットを取り扱おうとする場合には、本Q & Aを参考にするとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、一層の取組を進めていただきたい。

9. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 地域金融機関の人材仲介機能の一層の高度化に向け、金融庁が取り組んでいる「地域企業経営人材マッチング促進事業」においては、保険業界を含め、大企業各社から REVICareer（レビキャリ）への人材登録等に協力いただいて

いる。

各社からの人材登録は REVICareer（レビキャリ）の更なる活用に繋がっており、既に給付金の支給対象となる事例を含め、成約案件も複数出てきている。この場を借りて御礼申し上げたい。

- 地域金融機関の人材仲介機能に関しては、このほか、周知・広報等に取り組んでいる。

2023 年 2 月 11 日には、都市部の大企業人材を念頭に、地域企業で働くことの意義ややりがい等への理解を深められるようなイベントを開催した。

このイベントは、現在もアーカイブ配信を行っているので、ご視聴いただければ幸い。

10. 2023 年の主要な国際動向について

- 日本は、2023 年 1 月から、G7 議長国を務めており、5 月 11-13 日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19-21 日に広島で首脳会合が開催される予定である。
- 2023 年の G7 財務トラックでは、①ウクライナ支援、対ロシア金融制裁、途上国の債務問題、エネルギー・食料不安といった喫緊の課題への対応、②気候変動・国際保健・金融デジタル化といった世界経済の強靱化に向けた取り組み、③多様な価値を踏まえた経済政策の在り方の、3 点を中心に議論を進めていく予定である。
- このうち金融分野では、暗号資産やサステナブルファイナンスがプライオリティとなっている。特に保険の関連では、拡大する自然災害による損害に対応するための民間保険の役割や官民連携のあり方を検討予定であり、IAIS において、関係者と連携して作業を進めていく見込みである。
- また、G7 以外にも、2023 年 11 月に東京で、IAIS 年次総会の開催を控えており、民間からの参加者を交えた年次カンファレンスも併せて開催される。この中では、国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップへの対応など、我が国にとって非常に重要な議題が取り上げられる予定である。
- 本年次総会を含む各会合において、我が国の保険業界・金融市場の魅力を

国際的に発信するためには、官民の協力が不可欠であると考えている。生命保険協会には、総会の準備に向け、既に様々な貢献を頂いており、感謝申し上げる。引き続き皆様と緊密に連携させていただきながら、年次総会等の準備を進めてまいる。

11. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- マネロン等リスク管理態勢については、金融庁から各金融機関に対し、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を 2024 年 3 月までに完了するよう要請し、2021 年からマネロンに焦点を当てた検査等を順次実施しているところであるが、態勢整備の期限まで残り 1 年となっている。
- 2024 年 3 月までの態勢整備の参考として、指摘事項を一部紹介する。
- 例えば、「リスクの特定作業において洗い出されたリスク項目は実務に即した個別具体的な項目にまで細分化されているか」という項目について、リスク項目洗い出しの粒度（例えば、個人・法人に加え、実務に即して、法人であれば、業種、上場有無、公的機関か否かなど）が低いため、未達となっているなどの事例が見受けられる。
- また、マネロンガイドラインで対応が求められる事項の中には、規定の整備に係るものもあるが、こうした項目についても未達（規定の未整備）となっている金融機関が多く確認されている。
- 改めて、経営陣におかれては、こうした事例も含め、自身の金融機関がどの水準にあるか把握した上で、残りの期間内に態勢整備が確実に完了するよう、取組を進めていただきたい。

12. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）について

- 2 月 8 日、内閣官房において第 5 回「経済安全保障法制に関する有識者会議」が開催され、経済安全保障推進法の基幹インフラの事前審査制度について、

- ・ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）
- ・ 制度開始に向けたスケジュール
- ・ 対象となる業者の指定基準（案）

が公表された。

- 本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

13. 金融トラブル連絡調整協議会（第 63 回）

- 金融庁では、金融 ADR 制度の運営状況や将来的な課題について意見交換を行う場として、学識経験者、消費者機関、金融関係の業界団体などの委員で構成される、「金融トラブル連絡調整協議会」を開催している。
- 先般（1月6日）、第 63 回の協議会を開催したが、初めての取組として、各 ADR 機関だけではなく、個別の金融機関からも説明いただいた。具体的には、ADR 機関を通じて金融機関に共有される情報や金融機関に直接寄せられる利用者からの苦情等を、どのように情報展開し、業務改善に向けて如何に活用しているか、について説明いただいた。
- 委員からは、金融機関に更なる取組を期待する意見があった。特に、
 - ・ 個別の苦情等の早期対応のみならず、課題を早期に発見し、経営陣にフィードバックすることや、
 - ・ 苦情の増減にこだわり過ぎることなく、苦情としては寄せられていない利用者の不満が隠れていないかにも気を払うこと
 の重要性について意見があった。
- 金融庁のウェブサイトにおいて会議資料を公表しているほか、当日の模様についても公表する予定であり、参考にしていきたい。

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20230106.html)

- 金融庁としても、各金融機関が ADR 機関やお客様相談室等から寄せられる情報について適切に分析・共有し、また課題があれば改善していくことは、顧客本位の業務運営を行う上で重要と考えている。モニタリングの中でも、必要に応じて対話を行ってまいりたい。

14. FIN/SUM2023 の開催

- 金融庁では、日本経済新聞社と共催で、2016 年よりフィンテック等に関する国際シンポジウム「FIN/SUM」を毎年開催している。
- 2023 年の FIN/SUM は、3 月 28 日～31 日に丸ビルホールで開催する。
- Web3.0・デジタル資産やメタバース、金融機関の DX、ESGなどをテーマに、国内外の大手金融機関や金融機関向けにソリューションを提供する事業者等を招聘して、フィンテックの健全な発展に向けた多面的な議論を行う予定である。
- 過去 2 回の開催はコロナの影響でオンライン中心のイベントとなっていたが、今回は、様々な企業によるブース出展が行われるほか、国内外の多くのフィンテック事業者等の参加が見込まれている。ネットワーキングの場として活用すべく、ぜひ足を運んでいただきたい。

(参考) イベント概要

日時：2023 年 3 月 28 日～31 日〔4 日間〕 9:00-18:00

※ 金融庁主催シンポジウムは 29 日に開催

会場：丸ビルホール（オンラインでも同時配信）

主催：金融庁・日本経済新聞社

ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>

チケット登録：上記ウェブサイトにて登録可能

15. 資産所得倍増プランについて

- 2022 年 11 月 28 日、新しい資本主義実現会議において、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を構築する。

環」を実現する観点から、「資産所得倍増プラン」が決定された。

○ 同プランでは、

- ・ 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
- ・ 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
- ・ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ・ 雇用者に対する資産形成の強化
- ・ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ・ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ・ 顧客本位の業務運営の確保

などの施策が盛り込まれている。

○ 正しい情報と金融知識の下、国民の行動変容をもたらし、安定的な資産形成を達成する上で、金融経済教育は極めて重要である。金融経済教育の充実を図るためには、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が必須であり、金融機関の皆様におかれては、金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、ぜひ協力をお願いしたい。

○ また、広く国民の資産形成を促していく上で、政府のみならず、企業による雇用者への資産形成の支援を後押しすることも重要である。特に中小企業においては、雇用者の資産形成支援の取組が十分に進んでいないことから、金融経済教育の推進に向けて、金融機関の皆様におかれても企業に対する支援等に協力をお願いしたい。

16. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後 10 年間で官民合わせて 150 兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業の G X に向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計 5 回にわたって議論を行い、2022 年 12 月 13 日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業の G X 投資促進にむけた資金供給、
 - ③ G X 投資促進等にむけた市場環境の整備、
 - ④ G X を実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策といった内容を盛り込んでいる。
- 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し投融資を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の 3 省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。

また、金融庁では、2022 年 10 月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023 年 6 月までに金融機関と企業の対話促進に向けた報告書を取りまとめる予定である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。
- また、G X を含む企業の ESG に関する取組みを評価する ESG 評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022 年 12 月 15 日、「ESG 評価機関・データ提供機関に係る行動規範」

を最終化。2023 年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。

- ESG 評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG 評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家における ESG 評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、各金融機関も参照いただければ幸い。
- さらに、ESG に関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いのニーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。
このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置し、2022 年 12 月 22 日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にしていきたい。
- 上記に限らず、今後、金融庁としては、先ほど述べた 4 つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、金融機関の皆様との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

17. 三陸・常磐ものネットワークへの参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げた。
- 本取組は、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわたる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び

産業界等が一体となったものとなっている。

- 本ネットワークへの参加について検討いただき、積極的な参加をお願いしたい。

(以 上)